

公益社団法人花巻市シルバー人材センター職員等の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条に定める職員（以下「職員」という。）等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員が業務のため出張した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員以外の者が公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の依頼又は、要求に応じ業務の遂行を補助するため旅行した場合は、その者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、日当、宿泊料とする。ただし、他の交通機関の利用については別に定める。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じて支給するものとし、その額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 旅客運賃の等級を2階級以上に区分する路線による場合は、上級の旅客運賃
- (2) 旅客運賃の等級を設けない路線による場合は、その乗車に要する旅客運賃
- (3) 急行料金を徴する路線による場合は、前2号に定める旅客運賃のほか、それぞれ乗車に要する急行料金
- (4) 第2号に規定する路線で特別車両料金を徴する運行による場合は、前号に規定するもののほか特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する運行路線による場合は第3号、第4号に規定するもののほか座席指定料金

2 前項に規定する急行料金は、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上の場合に限り支給する。

3 第1項に規定する特別車両料金及び座席指定料金は、片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(車賃)

第5条 車賃は、陸路（鉄道を除く、以下同じ。）旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は1キロメートル当り40円とする。

2 車賃は、全路線を通算して計算するものとし、1キロメートル未満の端数は切り捨てる。

(日当)

第6条 日当は、宿泊を伴う旅行中の日数に応じ1日当り、県内にあつては2,200円、県外にあつては2,600円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、日帰り旅行のうち、片道500キロメートル以上又は関東地方の路程に係る日当は、第7条の県外宿泊料の10分の3に相当する額を支給する。

(宿泊料)

第7条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当り、県内にあつては11,000円、県外にあつては12,500円を支給する。

(市内旅行の旅費)

第8条 市内における旅行については、次の各号に規定する額の旅費に限り支給する。

(1) 旅行が行路片道4キロメートル以上の場合には、車賃(交通機関を利用する場合にはその実費)。ただし、日常業務については支給しない。

(2) 業務上の必要により宿泊した場合は、1夜につき11,000円。ただし、公用の宿泊施設等を利用して宿泊した場合は、その実費の額。

(旅行命令等)

第9条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により理事長が発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 第2条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 第2条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 理事長は、電信、電話、郵便等の通信による情報収集では業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令等の様式は別に定める。

(旅行経路)

第10条 旅行は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の精算)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに、旅費の精算をしなければならない。

(旅費の調整)

第12条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この規程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、当該旅費の一部を支給しないことができる。

(委任)

第 11 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。